

二宮町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)案

令和7(2025)年度～令和12(2030)年度

二宮町による環境負荷低減に向けた率先行動計画

令和7(2025)年3月

二 宮 町

第4章 計画の基本的事項

4-1. 計画期間等

本計画の計画期間は、長期目標の達成を目指し、中期目標に対する令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

その際、区域施策編の策定後においては、区域施策編に盛り込まれた施策が実効的に実施されること、また、区域の自然的・社会的条件の変化等に適切に応じられるようにする必要があるので、[第二次二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）]との整合性を考慮します。

また、特段の理由がない場合、国の地球温暖化対策計画に掲げる計画期間や基準年度に合わせることが推奨されていることから、基準年度は平成25（2013）年度とします。

なお、本計画の前提となる諸条件に大きな変動がある場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 4-1-1 本計画の基準年度・目標年度

基準年度	平成 25（2013）年度
長期目標年度	令和 32（2050）年度
中期目標年度	令和 12（2030）年度

表 4-1-2 本計画の計画期間

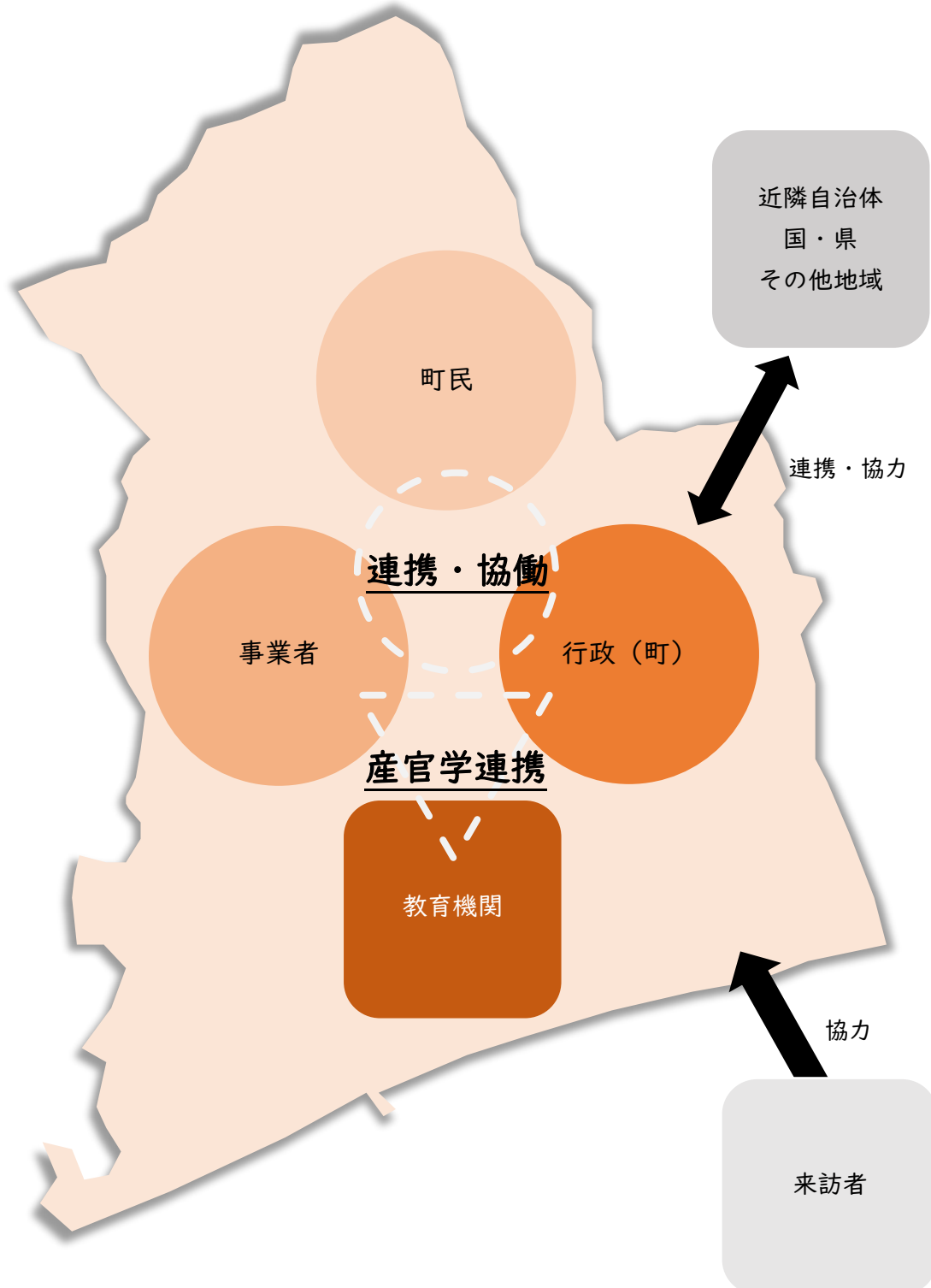
項目	内容				
計画期間	令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度				
期間中の 事項	年度				
	基準年度		計画策定年度		中期目標年度
	平成 25 （2013）年		令和 7 （2025）年		令和 12 （2030）年

※社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行う

4-4. 計画の推進体制

本計画の着実な推進に向けて、町民・事業者・行政が相互に連携・協働し、計画を実施します。そのうえで、[個]としての推進、[協働]による推進（環境団体、組合組織等）、[連携]による推進（企業連携、産官学連携、広域連携等）を図ります。

また、[実施主体]間での話し合い（企画検討）や実践（モニタリング）、普及啓発を推進するための組織づくりや、教育機関等との連携による子どもの学びの場づくりを図ります。



第5章 計画の目標

(1) 長期目標

二宮町では、本計画の策定と併せて「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明したことから「令和32（2050）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を長期目標とします。

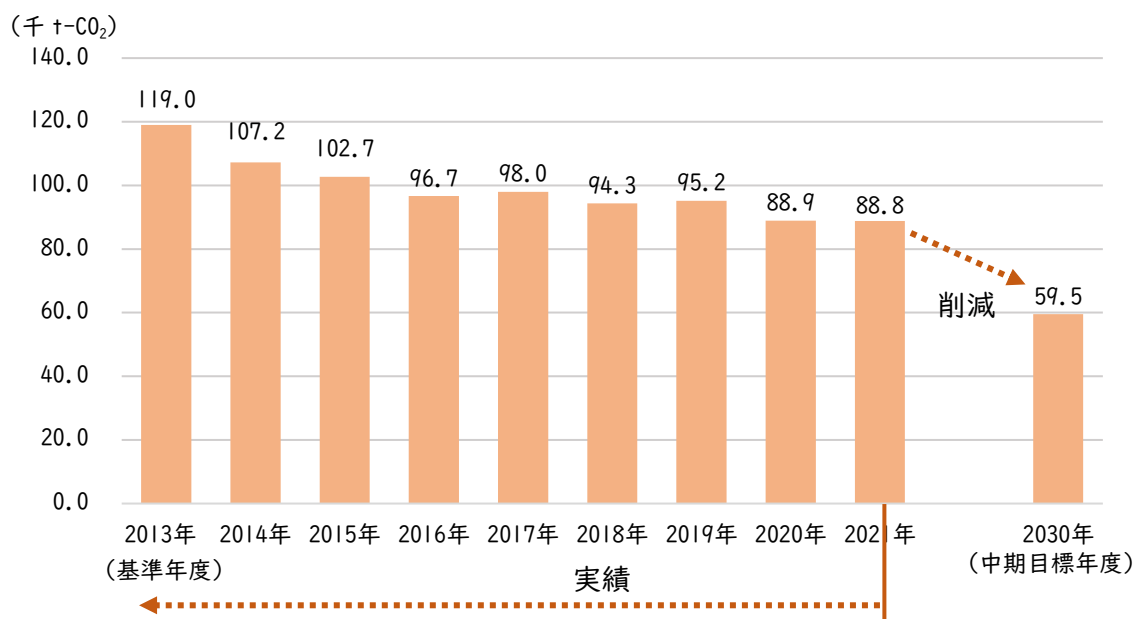
(2) 中期目標

国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた目標「2050年目標と整合的で野心的な目標として令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」や、県の中期目標「2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）」を鑑み、二宮町の中期目標は「二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で50%削減」とします。

表 5-1-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標の中期目標

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	中期目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	119,000t-CO ₂	50%	59,500t-CO ₂

図 5-1-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減の中期目標





※令和6年度に実施した[にのみや気候市民会議]で参加者が二宮町の将来像をイメージして書かれたイラストです。

第6章 目標達成に向けた取り組み

6-1. 基本方針

第3章の[3-2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の将来推計（PI6）]のとおり、今後追加的な対策をせずに推移した場合、令和12（2030）年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は約79,100t-CO₂となり、中期目標の59,500t-CO₂を達成するには19,600t-CO₂を削減する必要があります。

さらに長期目標である令和32（2050）年度における目標の達成には、中期目標から更なる取り組みの推進が必要となることに加え、現段階から行う取り組みについて、令和32（2050）年度まで持続可能であることが求められます。

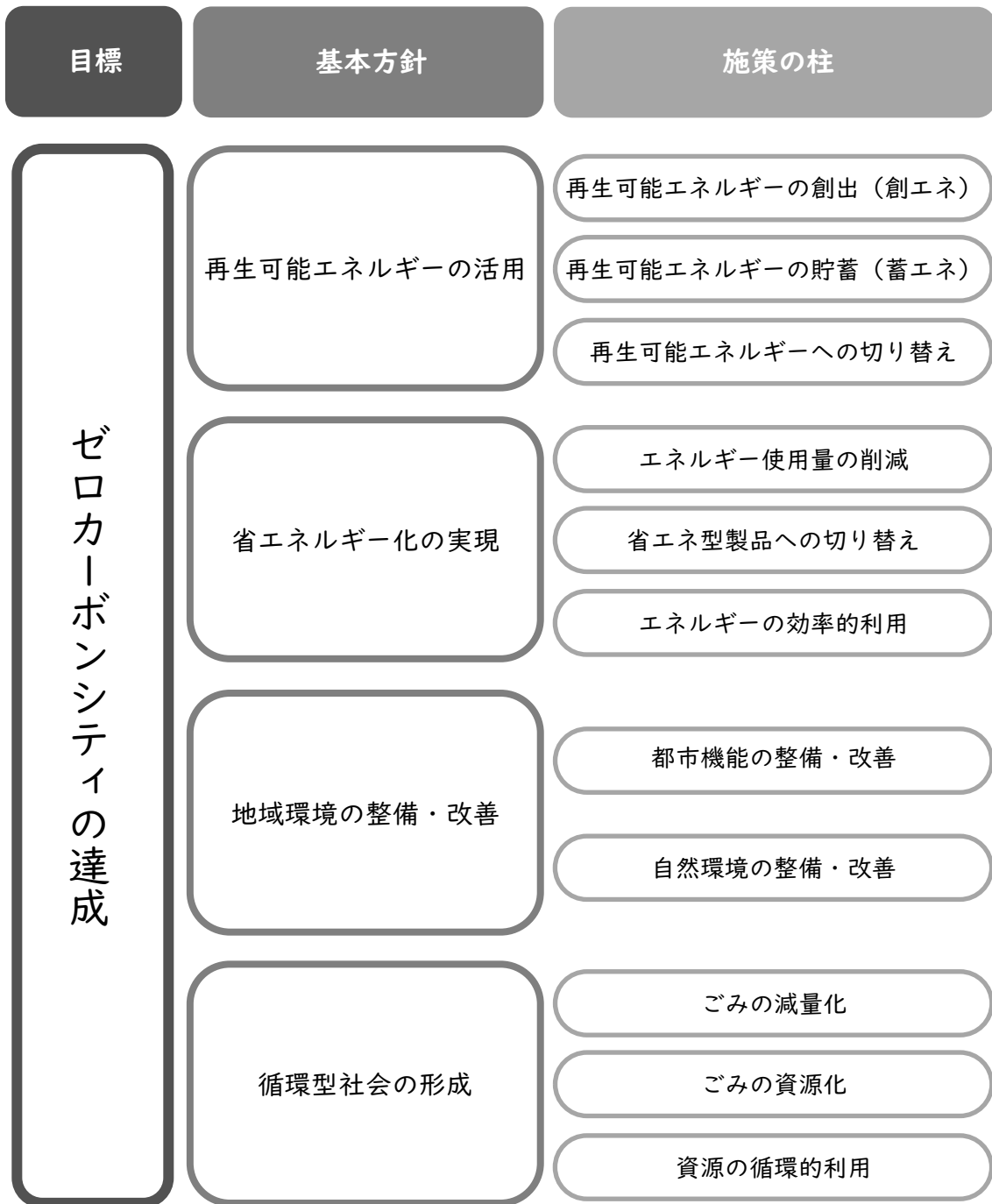
上記のことを念頭に、目標達成において重要となる[再生可能エネルギーの利用][省エネルギー化の実現][地域環境の整備・改善][循環型社会の形成]の4つを基本方針と設定しました。

また、4つの基本方針の施策内容として、町の自然的条件や社会的条件に応じた温室効果ガス排出の削減等のための取り組みを行うとともに、令和6（2024）年の5月から11月にかけて開催した[にのみや気候市民会議]がとりまとめた[市民提案書]に記された提案の一部を本計画の取り組みに位置付けました。これは、町民・事業者からの認知や理解に留意したものであり、町民・事業者と協力・連携をしながら推進していくものです。

図6-1-1 各基本方針の中期削減目標

基本方針	施策の柱	中期削減目標
再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギーの創出 再生可能エネルギーの貯蓄 再生可能エネルギーへの切り替え	5,683t-CO ₂
省エネルギー化の実現	エネルギー使用量の削減 省エネ型製品への切り替え エネルギーの効率的利用	13,149t-CO ₂
地域環境の整備・改善	都市機能の整備・改善 自然環境の整備・改善	482t-CO ₂
循環型社会の形成	ごみの減量化 ごみの資源化 資源の循環的利用	286t-CO ₂
合 計		19,600t-CO ₂

6-2. 施策体系



全施策共通の取り組み

情報提供・発信

環境教育・学習

国や県、近隣自治体等との連携

取り組みの実施主体

町民

事業者

行政（町）

6-3. 施策

(1) 再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、再生可能エネルギーの利用は地球温暖化対策に必要不可欠なものです。

再生可能エネルギーの利用では、[再生可能エネルギーの創出（創エネ）][再生可能エネルギーの貯蓄（蓄エネ）][再生可能エネルギーへの切り替え]が重要となるため、この3つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
太陽光発電による二酸化炭素削減量	1,690t-CO ₂	5,683t-CO ₂
太陽光発電による発電量	3,885MWh	13,064MWh

国のエネルギー基本計画において、令和12（2030）年度と令和32（2050）年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率について、令和12（2030）年度が36～38%（太陽光発電は14～16%と明記）、令和32（2050）年度は50～60%（太陽光発電は25～30%と仮定）を目指すとしています。

[2-2. 再生可能エネルギーの現状と導入ポテンシャル（PI4）]にて、二宮町には、太陽光発電・太陽熱・地中熱の導入ポテンシャルがあると算出されておりますが、REPOSは事業性を考慮したものではない点、また、技術面や土地利用の観点から鑑みると、太陽光発電以外での再生可能エネルギーの活用は実現性が極めて低いことから、二宮町においては広く普及している技術である太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入を検討することとし、年間の[太陽光発電による発電量]を3,885MWhから、国のエネルギー基本計画に基づく太陽光発電比率16%である13,064MWhに増加することを目標とします。

また、上記のことから、太陽光発電による発電量を二酸化炭素排出量に換算し、年間の[太陽光発電による二酸化炭素削減量]を1,690t-CO₂から5,683t-CO₂にすることを目標とします。

目標の達成には、令和12（2030）年度までに、年間3,993t-CO₂の二酸化炭素削減量、9,179MWhの太陽光発電による発電量増加が必要となりますので、本計画の策定と併せ、町民や事業者のニーズに合わせた補助事業を検討し、引き続き国や県の補助事業の周知啓発を行うことに加え、公共施設への太陽光発電システム等の積極的な導入をすることで目標の達成を目指します。

① 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

町民の取り組み

- 太陽光発電システム等に関する設備の導入

事業者の取り組み

- 太陽光発電システム等に関する設備の導入
- 排熱や未利用エネルギーの有効活用システムの導入

行政（町）の取り組み

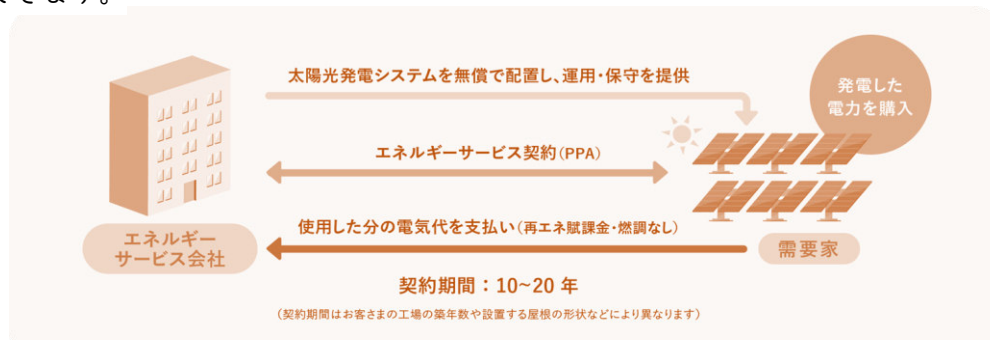
- 太陽光発電システム等の普及促進
- 公共施設への太陽光発電システム等の積極的な導入
- P P A の普及促進

※創エネとは、太陽光や風力、地熱などの自然エネルギーや火力発電から発生する CO_2 を減らす技術、水素エネルギー技術などの低炭素エネルギー技術を開発し普及させることです。

※再生可能エネルギーとは、〔太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの〕と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

※未利用エネルギーとは、未利用エネルギーとは、発電に利用した〔①工場等の排熱又は排圧〕、〔②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱〕、〔③高炉ガス又は副生ガス〕のエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいいます。

P P A（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO_2 排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



[出典：環境省 再エネスタート]

② 再生可能エネルギーの貯蓄（蓄エネ）

町民の取り組み

- 蓄エネルギー機器等の導入

事業者の取り組み

- 蓄エネルギー機器等の導入
- 排熱や未利用エネルギーの有効活用システムの導入

行政（町）の取り組み

- 蓄エネルギー機器等の普及促進
- 公共施設への蓄エネルギー機器等の積極的な導入

※蓄エネとは、エネルギー貯蔵技術です。

③ 再生可能エネルギーへの切り替え

町民の取り組み

- ◇再生可能エネルギー由来の電力への切り替え

事業者の取り組み

- ◇再生可能エネルギー由来の電力への切り替え

行政（町）の取り組み

- ◇再生可能エネルギー由来の電力への切り替えの普及促進
- 公共施設の再生可能エネルギー由来の電力への切り替え

※再生可能エネルギー由来の電力とは、電気事業者の太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランのことで、再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量実質ゼロの電気となります。なお、再エネプランには100%以外にも様々な割合のものがあります。

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

（２）省エネルギー化の実現

温対法第6条では、[国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。]とされています。

また、二宮町では、家庭部門から排出される二酸化炭素が1番多いことから、各自が各家庭で行う省エネルギー対策は二酸化炭素の排出削減に必要不可欠なものです。

省エネルギー化の実現には、[エネルギー使用量の削減][省エネ型製品への切り替え][エネルギーの効率的利用]が重要となるため、この3つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
省エネによる二酸化炭素削減量	不明	13,149t-CO ₂
総合戦略アンケートにおける環境行動の実施回答者の割合	—	100%

町内の各ご家庭や事業所から排出される二酸化炭素排出量を正確に把握する術は、現在のところないことから、前述の[再生可能エネルギーの活用]並びに後述の[地域環境の整備・改善]及び[循環型社会の形成]の中期目標から算出される二酸化炭素排出量を基に令和12年度の中期目標年度排出量との差分（不足分）を目標とし、年間の[省エネによる二酸化炭素削減量]を13,149t-CO₂に削減することを目標とします。

また、環境省の公表する[自治体排出量カルテ]によると、二宮町では家庭部門から排出される二酸化炭素が最も多く、また、全国地球温暖化防止活動推進センターの調べによると家庭部門における二酸化炭素排出量の約32%は照明・家電製品からの排出とされていることから、二酸化炭素排出削減には、日常生活における節電行動等の省エネルギーが大切となるため、町が例年、町民1,000名を対象に行っている総合戦略アンケートにおいて、デコ活アクションに関する設問を設け、脱炭素に資する環境行動を[実施している（実施したいと考えている）]と回答した者の割合を100%とすることを目標とします。

「デコ活アクション」について

分類	アクション
まずはここから	住 デ 電気も省エネ 断熱住宅 （電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住 コ ごだわる楽しさ エコグッズ （LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食 カ 感謝の心 食べ残しゼロ （食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職 ツ つながるオフィス テレワーク （どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでのCO ₂ が下がる	住 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住 宅配便は一度で受け取る

※デコ活アクションの詳細については、<https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/action/>から確認を（今後随時追加更新予定）。

① エネルギー使用量の削減

町民の取り組み

- 新築住宅購入時のZEH・LCCM住宅化
- 既存住宅における断熱リフォーム等の省エネルギー化

事業者の取り組み

- 事業所や店舗建築時のZEB化
- 既存建築物における断熱改修等の省エネルギー化

行政（町）の取り組み

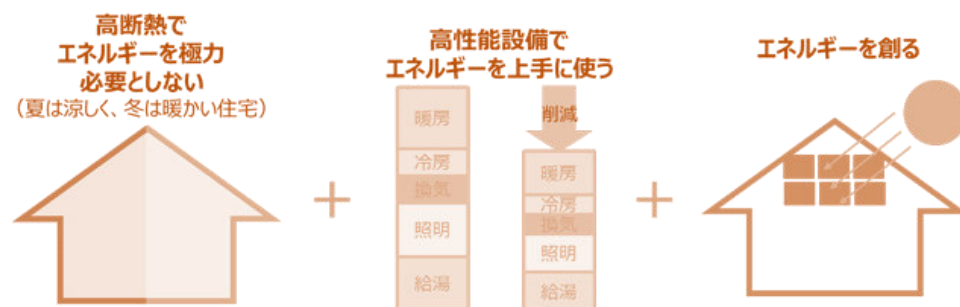
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進
- 公共施設における率先したZEB化

※LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅とは、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅です。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、[外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅]です。

**ZEHとは、「快適な室内環境」と
「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅**



[出典：環境省]

② 省エネ型製品への切り替え

町民の取り組み

- ◇照明器具のＬＥＤ化
- 省エネルギー家電への買い替え
- 次世代自動車への乗り換え

事業者の取り組み

- ◇照明器具のＬＥＤ化
- 省エネルギー性能の高い機械や設備の導入
- 社用車の次世代自動車への転換

行政（町）の取り組み

- ◇公共施設の照明器具における積極的なＬＥＤ化
- 庁用車更新時における率先した次世代自動車への転換
- 次世代自動車の普及促進
- 省エネルギー性能の高い家電や設備等の普及促進

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

③ エネルギーの効率的利用

町民の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用
- ◇電気・水道・ガス等の使用量削減
- テレワークやオンライン会議等の働き方の工夫
- エコドライブの推進

事業者の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用
- ◇電気・水道・ガス等の使用量削減
- テレワークやオンライン会議等の働き方の工夫
- エコドライブの推進
- クールビズ・ウォームビズの推進

行政（町）の取り組み

- ◇移動の共同化の促進（公共交通、カーシェアリング等）
- 二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の着実な推進による模範行動

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

家庭の中では、さまざまな電化製品を使用することにより温室効果ガスを排出しています。取り組みの効果は小さくとも、日常生活における地球温暖化対策を一人ひとりが実践することで、大きな効果となります。

- 暖房は必要な時だけつける。（暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度 20℃)）

年間で電気 40.73kWh の省エネ CO₂削減量 17.96kg

- 冷房は必要な時だけつける。（冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度28℃)）

年間で電気 18.78kWh の省エネ CO₂削減量 8.28kg

- フィルターを月に1回か2回清掃。

（フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合）

年間で電気 31.95kWh の省エネ CO₂削減量 14.08kg

- 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない（詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較）

年間で電気 43.84kWh の省エネ CO₂削減量 19.33kg

- 設定温度は適切に（周囲温度22℃で、設定温度を[強]から[中]にした場合）

年間で電気 61.72kWh の省エネ CO₂削減量 27.21kg

- 省エネ型のLEDランプに取り替える（54Wの白熱電球から9WのLEDランプに交換）

年間で電気 90.00kWh の省エネ CO₂削減量 39.69kg

- トイレを使わないときはフタを閉める

（フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較(貯湯式)）

年間で電気 34.90kWh の省エネ CO₂削減量 15.39kg

- 暖房便座の温度は低めに

（便座の設定温度を一段階下げた（中→弱）場合（貯湯式）

冷房期間は便座の暖房をOFFにしています。）

年間で電気 26.40kWh の省エネ CO₂削減量 11.64kg



使用していないときは
便座のフタを
しましましょう！



〔出典：出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ性能カタログ 家庭用 2023 年版〕

（３）地域環境の整備・改善

二宮町の地球温暖化対策を推進するためには、町民・事業者・行政が一丸となって地域環境を整備・改善していくことが重要です。

地域環境の整備・改善には、[都市機能の整備・改善]、[自然環境の整備・改善]が重要となるため、この２つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
森林吸収による二酸化炭素吸収量	482t-CO ₂	482t-CO ₂

[2-3. 森林吸収量 (PI4)] のとおり、本計画の目標達成には、温室効果ガス (CO₂) の排出量を減らすこと、再生可能エネルギーの導入によりエネルギーを創ることの他に、森林等による温室効果ガス (CO₂) の吸収も重要となります。

二宮町における森林によるCO₂吸収量は、平成 29 (2017) 年度から令和 4 (2022) 年度の数値を用いたところ年間で 482t-CO₂ と算出されたことから、森林を適正に保全することで、吸収量の維持を目指します。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

[出典：国土交通省]

① 都市機能の整備・改善

町民の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用＜再掲＞
- ◇徒歩での移動

事業者の取り組み

- ◇公共交通機関や自転車の利用＜再掲＞
- ◇徒歩での移動
- 公共交通の脱炭素化

行政（町）の取り組み

- ◇移動の共同化の促進（公共交通、カーシェアリング等）＜再掲＞
- ◇公共交通利便性の向上
- ◇町内の円滑な道路体系づくりの検討
- ◇グリーンインフラを活用した整備の検討
- ◇下水道の整備

※カーシェアリングとは、カーシェアリングとは、1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のことです。

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

② 自然環境の整備・改善

町民の取り組み

- 敷地内の緑化の推進

事業者の取り組み

- 敷地内の緑化の推進

行政（町）の取り組み

- ◇緑地の保全
- ◇緑化等の推進及び促進
- ◇里山整備の促進
- 森林の計画的な整備の促進
- 公共施設の緑化の推進

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

（４）循環型社会の形成

循環型社会とは、〔天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る社会〕（循環型社会形成推進基本法第１条）です。そして、この天然資源という言葉が指す資源という言葉には、化石燃料も含まれており、循環型社会の形成において、天然資源の消費の抑制を図ることは、脱炭素社会の実現にもつながります。

循環型社会の形成には、〔ごみの減量化〕、〔ごみの資源化〕、〔資源の循環的利用〕が重要となるため、この３つを施策の柱としました。

【中期目標】

指標	現状	目標値
ごみの焼却による二酸化炭素排出量	1,538t-CO ₂	1,252t-CO ₂
ごみの焼却量	5,608t	4,567t
ごみの資源化率	32.7%	39.1%

廃棄物分野の二酸化炭素の排出量は、化石燃料由来のごみであるプラスチックや合成繊維の焼却量が影響するため、二酸化炭素の排出削減には、ごみを減量化と同時に資源化を進めることが有効となることから、年間の〔ごみの焼却量〕を 5,608t から 4,567t に削減するとともに、年間の〔ごみの資源化率〕を 32.7%から 39.1%に増加することを目標とします。

また、上記のことから、ごみの焼却量の削減量を二酸化炭素排出量に換算し、年間の〔ごみの焼却による二酸化炭素排出量〕を 1,538t-CO₂ から 1,252t-CO₂ にすることを目標とします。

目標の達成には、令和 12（2030）年度までに、年間 286t-CO₂ の二酸化炭素削減量削減、1,041t のごみの焼却量削減が必要となりますので、町の廃棄物処理に関連する〔平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化計画〕並びに〔二宮町一般廃棄物処理基本計画〕に定める各種の取り組みの推進により目標の達成を目指します。

① ごみの減量化

町民の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の使用を削減

- マイバッグ・マイボトルの持参
- 食べ残しの削減
- 生ごみの水切りの徹底
- 生ごみ処理機を活用した生ごみの減量化

事業者の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の削減

- 可能な限りの簡易包装
- ペーパーレス化による紙ごみの削減を推進
- 生産・流通段階での廃棄物の発生抑制

行政（町）の取り組み

◇民間サービスを活用したリユースの促進

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及促進
- 生ごみ処理機の導入を促進
- 多量排出事業者への指導
- 家庭系ごみの有料化の研究及び指定ごみ袋のあり方の検討
- 事業系・家庭系ごみ処理手数料の研究

※ワンウェイプラスチックとは、一度だけ使用されて廃棄されるプラスチックのことです。

※3R（リデュース・リユース・リサイクル）とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った3つのアクションの総称です。持続可能な未来のためには、リデュース＝ごみの発生や資源の消費自体を減らす、リユース＝ごみにせず繰り返し使う、リサイクル＝ごみにせず再資源化する。この3つの考え方へ意識を転換し、アクションを起こしていく必要があります。

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

② ごみの資源化

町民の取り組み

◇資源ごみの分別の徹底

- リサイクルショップやフリーマーケットの活用
- リサイクルボックスの利用

事業者の取り組み

◇資源ごみの分別の徹底

- 資源ごみ等の販売店回収

行政（町）の取り組み

- 広域ごみ処理による効率的な資源化
- 民間事業者委託による効率的な資源化
- 二宮町ウッドチップセンターの適切な運営

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

③ 資源の循環的利用

町民の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の使用を削減＜再掲＞

- エコマーク等のついた環境にやさしい製品の利用
- 繰り返し使用できる製品の選択
- 耐久性のある製品や修理・交換のしやすい製品の選択

事業者の取り組み

◇ワンウェイプラスチック等の使い捨てプラスチック製品の削減＜再掲＞

- グリーン購入の推進
- 製品の修理サービス

行政（町）の取り組み

- グリーン購入を推進
- リサイクルショップの利用を促進
- プラスチック対策の推進

※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

※◇マークは、[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]に記載のある取り組みです。

6-4. 全施策共通の取り組み

本計画の目標達成のためには、町全体で地球温暖化に関する理解を深めていくことが重要であり、町全体の地球温暖化に関する理解の向上や前述の施策の着実な推進には、取り組みへの意識を高めるための[情報発信・提供]、[環境教育・学習]が重要となります。

また、地球温暖化対策は、二宮町だけで取り組むものではなく、[国や県、近隣自治体等との連携]をして取り組むことが重要となります。

町民は、[各種媒体を活用した環境に関する情報収集]をするとともに、[環境に関する取り組みへの理解や協力]をすることで施策の推進を図ります。

事業所は、[各種媒体を活用した環境に関する情報収集]をするとともに、[啓発物等を活用した情報発信]や[町民団体や町と連携した講座・研修会等の実施]することで、施策の推進を図ります。

行政（町）は、[技術の動向や先進事例等に関する情報収集]を徹底し、[各種媒体による環境に関する情報発信]、[町民や事業者のニーズに合わせた情報提供]をすることによる情報発信・提供を行い、[幼稚園や小中学校、通いの場等への出前講座の実施]や[事業者や町民団体と連携した講座・研修会等の実施]等の環境教育・学習を実施し、[国や県の事業への同調]、[近隣自治体との情報共有]や[他自治体との連携によるエネルギーや吸収量の確保の検討]をすることによる国や県、近隣自治体等との連携を行うことで、施策の促進及び推進を図ります。

最後に本計画の策定にあたり参考とした[にのみや気候市民会議]からの[市民提案書]は、今後実行計画の見直しの都度、活用の検証を行うに加え、他に関連する計画等、町事業の推進に活用させていただきます。

第7章 計画の進捗管理

7-1. 進捗管理の体制

町民や事業者、学識経験を有する者等から構成される二宮町環境審議会に報告・諮問することで進捗管理を行い、その結果を町民・事業者に分かりやすいよう工夫し、年1回ホームページ等に掲載することにより、公表するものとします。

また、庁内では地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定時に設置した二宮町地球温暖化対策実行計画推進本部を活用し、点検や見直しを行います。

7-2. 進捗管理の方法

計画の進捗管理は、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（改善）を繰り返す、PDCAサイクルに基づき継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

図 7-2-1 本計画の進捗管理

